

世帯100万円、単身60万円 ※起業の場合最大300万円

移住就業支援金を申請される方は

すぐに地域づくり支援課にご相談ください。

地域づくり支援課：移住定住相談窓口 ☎0858-22-8159

※予算管理の都合上、住民登録時点で申請見込みの方を確認させていただいております。

移住就業支援金の申請を予定されている方は、転入後速やかにご連絡ください。



移住就業支援金の対象

次の①②いずれも該当する方が対象となります。

①移住直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、移住直前に連続して1年以上、東京23区内に在住していた方
または、東京圏^{※1}（条件不利地域^{※2}を除く）から東京23区に通勤していた方^{※3}。

②移住支援事業を実施する都道府県が、マッチングサイトに移住就業支援金の対象として掲載する求人^{※1}に新規就業した方又は鳥取県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方。

※1 東京圏
※2 条件不利地域
※3 通勤

東京都、埼玉、千葉県、神奈川県
HPでご案内しております。
雇用者としての通勤にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る

▶支援金の詳細はHPでご案内しております。(<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/iju/7/tokyohozyokin/>)

移住就業支援金に関するお問い合わせ・連絡先はこちら▶倉吉市地域づくり支援課

鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1（倉吉市役所第2庁舎3階）

☎0858-22-8159